



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：仲野 智
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

日韓共通の問題が浮き彫りに — IT労働者の80%が慢性疲労

「SE 労働と健康研究会」で韓国の実態報告

SE労働と健康研究会は7月16日、第11回会議を開催。韓国非正規労働センター政策委員・法政大学大原社研客員研究員のキム・ジスク氏が「韓国におけるSE労働の実態」について報告しました(写真)。

中小企業は重層下請け構造

キム氏は、韓国のSE業界について「中小企業が多く、重層下請け構造。5～6次もの下請会社が入ることもあり、問題になっている。下請け会社の他に、派遣会社や職業紹介所、ブローカーが入ったりすることもある」と話しました。多重下請構造は日本も変わりませんが、韓国では、SE労働者の多くがより厳しい状況におかれていることがわかりました。

ソフトウェア産業には、標準人件費という基準があり、技術士、技術者(特急・高級・中級・初級)・技能士(高級・中級・初級)ランク別賃金表があります。しかし、3次下請けから下になると、実際の賃金が標準人件費の70%にも満たないという状況も。

2009年に「ソフトウェア技術者申告制」が導入され、技術士、技術者、技能士の要件についても決められています。

恒常的な人手不足状態

SE労働者はフリーランスで働く人が多く、約4万人のSE労働者の中で約40～50%と推定されています。半数近くは1～2年の有期雇用で、2次下請以降での離職率が高く、恒常的な人手不足状態になっています。1カ月あたりの平均賃金は、全体平均で266万ウォン(日本円約24万円)、フリーランス328万ウォン(日本円約29万円)(IT産業労働組合調査)です。フリーランスは40代になると仕事が無くなり、転職せざるを得ない状況とのことでした。

「不可能なスケジュールと予算」、「公共部門のプロジェクトでは60～70%に仕様変更がある」など平均的に見て契約内容については25%程度が変更されていること、1週間あたりの平均労働時間が



63.2時間、IT労働者の10人に8人が慢性疲労(慢性疲労82.2%、筋骨格系疾患79.2%、頭痛69.0%)仕様変更が多いこと、長時間・過密労働であることなど、共通点が多くあることがわかりました。

不満が渦巻く過酷な労働

2011年、下請労働者が仕組んで、農協金融部門のサーバーがダウン(サーバーのすべてのファイルが強制的に削除され、金融システムが麻痺)した事件が起こったことが紹介されました。こういった事件はいつでもどこでも起こりうることであり、過酷な労働条件で働くSE労働者に依在していることが原因の一つであると考えられます。

SE労働と健康研究会では、SE労働者が過労死することなく、健康で働きつづけられる環境づくり、賃金・労働条件を向上させるための提言づくりを進めていきます。(全国センター 高島牧子)

〈今月号の記事〉

過労死防止全国センター第3回総会・理事会報告	2面	
安全衛生活動の交流④	3面	
各地・各団体のとりくみ	近畿ブロック/民放労連/過労死家族の会/化学一般/東京/奈良	4～6面
膀胱がん多発事案厚労省要請/相談室だより	7面	
第57回日本社会医学学会シンポジウム	8面	

前進を確信に、課題を3年目の「法」改正へ

過労死防止全国センター第3回総会

7月17日、京都聖護院「御殿荘」において、過労死防止等対策推進全国センター第3回総会が開催されました。厚生労働省の担当者3人を含む、39人が参加しました。

息の長い取り組みを

開会にあたって、森岡孝二代表幹事が「防止法成立から1年7カ月、大綱が作られ行政と民間の運動体が共同して活動を進めてきた。しかし、過労死の労災認定をみても状況は極めて深刻であり、最大の要因は長時間労働と考えられる。着実に息の長い取り組みを進めよう」とあいさつをしました。

続いて、厚生省労働基準局総務課の村山真課長から、法成立以降の国の取り組みについて報告がありました(写真)。調査研究では、労働安全衛生総合研究所により労災認定事案の収集分析作業が進められていること、シンポジウムは昨年の29県から今年度は中央開催を含め43カ所の開催となること、今年度から新たに遺児交流会・学校への講師派遣について予算化されたこと等が報告されました。

実態を注視し活動の強化を

岩城穰事務局長から1年間の活動のまとめと資料説明が行われたあと、川人博代表幹事から方針にかかわる問題提起が行われました。川人氏は、最近の

相談事例から、新たな装いをもって労働実態が深刻化していると指摘。労働時間を正確に把握することができなくなっていること、深夜交代制勤務の負荷について医学的な研究成果を反映させることが必須なこと、海外勤務中の過労死が増えていることなどが課題として示されました。



各地の経験を生かして

千葉では、今年度幅広くシンポの実行委員会に参加を呼びかけ経営者団体を含め15人でスタート。北海道では自治体に対して、自殺対策基本法の具体化とあわせて対策をとることを要請しています。各地の豊富な経験を生かして活動を進めることが確認されました。最後に寺西笑子代表幹事より「1年ごとの前進を確信にして、課題を法の3年目の見直しにつなげていこう。家族の会も過労死ゼロへの役割を發揮していく」と閉会あいさつが行われました。

(全国センター 岡村やよい)

第4回理事会 今年度後半の取り組みについて提案

第4回全国センター理事会が、7月20日に平和と労働センターで開催されました。

ミニ学習会は、今村幸次郎副理事長を講師に「最近の労働判例の動向等について」を行いました。いじめ・嫌がらせの労働相談が増えており、パワハラ行為を断罪する判決も出ている。また、再雇用で、定年前と同一の労働をしている場合、労契法20条に違反するとの判決も出たなど、最近の判例について説明を受けました。

開会あいさつで福地理事長は、「改憲の動きが本格化してくる。野党共闘を広く根付かせ、安倍政権の暴走を防ぐ共同を広げよう」とあいさつしました。

全商連とM I C選出理事の交代が確認されました。協議事項では、①第2回裁判闘争交流会の開催を事務局が提案。各単産・地方で開催の是非や時期について意見をまとめ事務局に集中することとしま

した。②アスベストの学習会は12月17日に建設アスベスト訴訟の勝利に向けて、国と建材メーカーの責任を問う内容で開催。訴訟の状況を見て具体化します。③今年度の「過労死防止のつどい」について準備状況などを交流しました。④単産代表者会議は10月5日に開催。ストレスチェック導入に向けたアンケートの結果、対応の交流を中心に行います。

今年度後半の取り組みについて、事務局より、○労災認定闘争の学習会○ストレスチェックを活かすための取り組み事例の収集・発信○次年度の震災学習会○第2回カレッジの検討の4点を提案。認定闘争交流会は課題を整理する。震災学習会については、次回以降の理事会で具体化。第2回カレッジの開催については、全国センターの予算の確保など、課題の整理を始めていくことを確認しました。

(全国センター 仲野 智)

学習会を力に、教職員安全衛生委員会を発足

港区は東京23区の中でも六本木ヒルズやミッドタウンに象徴されるような区財政では「富裕区」と言われています。小中学校の校舎はビル管理法で管理されたものが多く、安全衛生委員会がなくても環境検査は専門業者が定期的に訪れチェックしています。そういう校舎では廊下にまで空調設備があり、冷暖房が完備されています。他区からの見学者が「この廊下のエアコンを自分の教室に持って行きたい」と言っていたのが印象的でした。

少ない組合員の中で

教育環境に恵まれた都心区と言うことで、教職員にはエリート意識があり、「組合がなくても困らない」という雰囲気さえ感じるほど組合員は残念ながら少数です。新規採用者に対しても組合加入の働きかけをしていますが、加入に至っていません。

しかし、毎年のようにメンタル不全の病休者がいることは伝わってきます。安全衛生委員会がないため、組合として正確に数や実態を把握することができていません。そこで、2015年3月に質問書を提出。その回答を受けて2015年8月に労安体制の確立を求める要請書を提出しました。

その際、小さな組合が区当局の嫌がることをやって、支部長が飛ばされてしまうのではないかと心配する気持ちもありました。しかし当の支部長が何の気負いもなく提出したことが功を奏し、他区に異動させられることもなく、2015年度末の3月に港区教職員安全衛生委員会が発足しました。そればかりか50人以下職場でもストレスチェックが受けられるようになり、80パーセント超が参加しました。もちろんそれまでも毎年のように、予算要求の中で、教職員安全衛生委員会を作るように要求していたのですが、組合の小さいことを見透かされて相手にされてこなかったのです。

快適職場は自分たちで

今回の成功の秘訣を考えると、

- ①組合に労安の担当者を置いたこと（これは筆者が宣言することで決まりました）
- ②担当者が2014年9月と2015年1月の東京都教職員組合主催の「いのちと健康・労安対策会議」学習会に参加したこと。これにより安全衛生委員会を作

らねばという思いを強くしたこと、具体的な「先進支部の要望書の現物」を手にしたことが大きかった。

また、2015年7月にそこで知った公財) 社会医学研究センターの衛生推進者講習会に2人が参加。さらに、区段階でも学習会の機会を設けたことなどにより、支部全体も労安をテコに組合運動を引き上げていく取り組みができるようになりました。

③ベストタイミングだったこと。労安法の改正により50人以上職場にストレスチェックが義務化されたこと。2016年度以降さらに50人以上職場が増える見通しが教育委員会にあったことが大きかったと思います。

しかし、本当のたたかいはこれからです。夜、学校に泊まることや、土日出勤が常態化した職場では、それが正当のような意識さえあります。安全職場が自分たちの教育活動を縛ってしまっているというような本末転倒な意識を変え、労安の風を起こしていくこと、快適職場は与えられるものではなく、自分たちで作っていくものだという当事者意識をどう構築していくのか 日々の活動が試される時です。

練り上げた要請書で具体的な行動を

全国の弱小教職員組合の皆さん、どうか諦めないで、具体的に取り組んでください。私たちにできたことはきっと皆さんにもできることです。

罰則規則まである労働安全衛生法、そして文科省の通達を武器に一それらは繰り返し学校職場に安全衛生委員会を設置するように述べていますから、このことに確信を持って、成功した支部の要請書をまねして、自分の支部の実情に合わせた内容に練り上げ提出する。こうした、具体的な行動を起こすことです。忙しさに追われ、口頭で要請するだけでは弱いのです。具体的な行動を起こさなければ、安全衛生委員会が、天から降って来ることはありません。自治体には法令遵守の社会的責務もあります。誠意を示さなければ措置要求も辞さない、という強い姿勢を組合が示すことが大事だと痛感しました。

(東京都教職員組合港支部 金井セツ子)



港区立港南小学校

各地・各団体のとりくみ

近畿

運動を継続して発展を

いのちと健康を守る学習交流集会

8月6日、和歌山市内で近畿ブロックの「いのちと健康を守る学習交流集会」を、全労連近畿ブロックと「いの健」近畿ブロック連絡会共催で開催し、近畿各府県から66人が参加しました。

開会あいさつで川辺和宏全労連近畿ブロック議長が「メンタル不全が深刻になってきている。いのちと健康を守る運動を継続して発展させていかなければならない」と運動の重要性を強調しました。

記念講演は、奈良市きたまちクリニックの松永孝志医師が、ストレス症状やメンタル不全の原因などについて詳しく解説し、「うつ病」に対する予防や治療、とりわけ職場でのメンタルヘルスの対策について「良好な職場の人間関係を築くことを目標」にし労働時間や過重労働対策も必要だと話しました。

全体会でメンタルサポート京都の山村隆さんが「ストレスチェック制度の有効活用について」のテーマで講演し、実践から見える課題と活用のポイントについて丁寧に説明しました。山村さんはストレスチェックは第1次予防であるとし、制度の実施において労働組合の果たす役割について強調しまし



た。さらに職場のストレス対策について、ポイントを絞って説明しました。

午後から3つの分散会に分かれ、職場や労働組合の取り組みの報告と交流を行いました。

報告は福祉保育労大阪地本の職場復帰の取り組み、亀岡教職員組合の労安活動と長時間労働の縮減の取り組み、ダイハツディーゼル労組の労安活動とメンタル不全者の職場復帰の取り組み、化学一般関西地本の安全衛生対策部会の活動、奈良自治労連の公務職場の実態とメンタル不調者への取り組み、堺教職員組合の過労死認定闘争を活かした労安活動の取り組み、宝塚医療生協のパワハラアンケートの取り組み、和歌山自治労連の自治体労働者の労働条件や職場環境改善の取り組みについて報告されました。(京都センター 新谷一男)

民放 労連

インターバル規制を業界ルールに

映演共闘と三田労基署に要請

民放労連と映演共闘の代表14人は6月5日、東京の三田労働基準監督署を訪問し、3月に民放連に提出した要望書を渡し、テレビのキー局に働く労働者の実情を訴え、労基署としてキー局に働きかけるよう要請しました(写真)。民放連への要望書の骨子は①安定した生活をおくれる最低賃金を業界全体のルールとして確立すること、②1日の労働時間に最低12時間のインターバルを業界全体のルールとして確立することでした。三田労基署管内には、日本テレビ・TBS・フジテレビ・テレビ朝日・テレビ東京など民放キー5局があり、放送局やプロダクションを指導・監督しています。

1998年には「映画・テレビ番組等の撮影現場における労働災害防止対策」が中災防によって作成され、その後三田労基署が指導して、キー局が横断的に安全衛生対策を検討する研究会が毎年開催されています。

懇談では、テレビ番組制作現場の派遣労働者の健康診断の実施や、インターバル規制の確立を労基署



として各局に働きかけるよう要請しました。

三田労基署の監督官は、「港区にはすべての民放キー局があり、テレビなどのメディア業界は重点対象業種となっている。また昨年厚労省も労働時間短縮に力をいれているので、テレビ関連業界の労働時間問題は重視している。6月上旬に、毎年各局と行っている研究会でこの問題を話してみたい」と回答しました。テレビ番組制作関連の派遣労働者の「定期健康診断」は、「毎年実施するよう法律で定められているのに、実施されていないケースが多い。きちんと指導してほしい」との代表団の要請について、「放送派遣協会の講習会でも取り上げるよう検討したい」と対応しました。

映演共闘と民放労連は、今後厚労省との懇談も申し入れる方針です。(民放労連 井戸秀明)

各地・各団体のとりくみ

過労死家族の会

諦めない絆を受け継いで

夏の宿泊学習交流会

7月16日～17日聖護院「御殿荘」(京都)で7月恒例の交流会を開催しました。参加地域は北海道～九州。参加層は有識者、活動家、支援者32人。家族の会32人、計64人が参加。本交流会は、家族の会と連携団体の協力を得、全国へ呼びかけ、遺家族を元気にする場として位置づけているものです。

1日目、森岡孝二先生の開会あいさつで始まり、パワハラ事件の典型例といえる「名古屋市バス運転士焼身自殺事件」の学習企画の経緯を話されました。講演1は、水野幹男弁護士に「名古屋市交通局の闇」と題して名古屋高裁において逆転勝訴への経過を解説していただき、講演2は、MBS毎日TVディレクター奥田氏から「私が労働問題にこだわる理由」と題して、同事件を7年間取材された「映像16」のDVD放映と原動力になった出来事などを語っていただきました。

また、原告の山田さんと支援する会、弁護団の西川研一弁護士にも思い語っていただき、9年間希望を失わず闘い抜かれた執念は、いま闘っている人を強く勇気づけるものでした。続いて、討論、夕食懇



親会、エンドレス交流会をおこない、2日目は4グループに分かれ、自身が抱えている問題について踏み込んだ話をしました。

終盤の全体会で初参加の2遺族から「皆さんに励まされ元気が出た、家族になったようだ」「裁判はしんどいけど、最後まで頑張ろうと思った」との感想がありました。最後に寺西の閉会あいさつ。「法制定後、家族の会は、経験談を語る場が急増し負担に思う意見は否めない。家族の会は遺家族の救済と過労死をなくすことへの強い思いを持った人が結集している。泣き寝入りした人や断念した人から思いを託されている。遺族にしか話せない経験を自分の言葉で語ることが、亡くした人を生かすことになり、過労死予防につながる。諦めない絆を受け継いで、来年も笑顔で再会できることを願って」会を閉じました。(全国過労死を考える家族の会 寺西笑子)

化学一般

「労組結成で職場改善」を宣伝

他事業所の組織化にむけて

7月19日、化学一般労働組合連合では、膀胱がんが多発した三星化学福井工場での実態や組合の結成と今までの活動を知らせるために、三星化学埼玉工場(越谷)前で早朝の組織化宣伝行動を行いました。

ビラでは、1月に組合が結成されたこと、社長との交渉・団体交渉を今まで6回実施したこと、その中で改善させてきたことを紹介しました。改善点は、①防毒マスク粒子補習効率のアップ。②エアラインマスクの導入。③ゴム手袋の製品および使用方法の改善(二重使用・洗剤洗浄で1ヶ月で交換)④通常の作業服を使い回し→化学防護服タイケムを使い捨て(前掛けと腕カバーを使用)に。⑤保護メガネ着用。⑥シャワー使用は制限をなくし随時使用可能に。⑦熱中症対策の実施。⑧蒸留残渣のリサイクル使用を中止。⑨集塵機の増設。⑩局所排気装置の改善・増設。⑪反応工場装置内の結晶取り出作業の改善(密閉のままエアーの圧力で結晶を取り出す)など作業者の安全確保のための具体的な事項となって



います。

また引き続き、①基本協約書、②労働安全に関する予防協約、③労働災害企業保障に関する協約、④芳香族アミン等による疾病および障害に関する協約について、交渉を行っていることを訴えました。

門前ビラは、7時から8時まで行き、従業員の受け取りも良く30枚程を配布しました。配布後、工場長(前福井工場長)との会見は、「社長から会うと言われていた」ということで、顔合わせだけに終わりました。後日、団交にて社長に抗議を行っています。

その後、15時からの厚生労働省要請行動を行いました。(詳細7面) (化学一般労連・榎本光男)

各地・各団体のとりくみ

東京

たたかいの現状と決意を共有
第13回総会

7月30日、「いの健」東京センターの総会を51人の参加で開催しました。都知事選挙投票日前日、諸団体の総会等の



日程と重なり参加者数の減が危ぶまれましたが、何としても成功を！の思いが実った総会となりました。冒頭、天笠崇理事長の開会の挨拶(写真)、神奈川県蓮池事務局長の来賓挨拶、「いの健」全国センター、過労死弁護団幹事長川人博弁護士からのメッセージが披露されました。

討論では10人の発言があり、①労災認定・裁判での闘いの現状と決意がリアルに力強く語られたこと ②介護の現場やブラック企業の実態などを通じて命と健康をめぐる深刻な実態が語られたことなどが特徴でした。どの発言も参加者の賛同と連帯の思いを抱かせる内容でした。1年間のまとめ、今後1年間の方針、予算・決算、役員選出が全会一致で採択された後、「労働法制のうごきと労働者・労働組合のたたかい」と題して菅俊治弁護士が記念講演を行いました。広い視野での労働法制の改悪と闘いの対抗関係が分かりやすく話されましたが1時間の持ち時間ではならず、改めて講演の機会を作ることとなりました。総会後の懇親会には30人近くが集まり、その中では東京センターの後継者問題や財政の厳しい実態にも話題が及び、参加者の意気軒昂な交流の場となりました。(東京センター 色部 祐)

奈良

再建から5年存在の重み増す
第10回定期総会

「いの健」奈良センターは6月9日、第10回定期総会を奈良県文化会館で開催しました。



総会の冒頭には、恒例となったミニ学習会を開催。今回は副センター長でもある永松孝志医師の「職場のメンタルヘルス」についてわかりやすい講義がありました(写真)。センター再建後5年が経過し、いの健センターの存在も重みを増してきています。

昨年は、近畿ブロックの「いのちと健康学習・交流集会」が奈良で開催され多くの参加があり、また「過労死防止シンポジウム」の成功がありました。奈労連と一緒に月1回のディーセント・ワーク街頭宣伝行動や労働局申し入れ、「観光バス事故」など大型自動車の悲惨な事故に関しても、関連団体への申し入れを行っていることなどが報告されました。

今年度の方針としては、安倍内閣が進める労働諸法制の改悪について学習を強め、徹底して反対していくこと、ストレスチェック制度の活用、労安アンケートの実施などが確認されました。労安活動の重要性は奈労連でも強調され、1部の労組では労安活動が活発化していますが、まだまだ低調なところも多く、総会参加者は8人とどまりました。

なお、今年度の「過労死防止シンポジウム」は11月10日に開催予定です。

(奈良センター 谷山義博)

ブロックセミナーのお知らせ

●第8回中四国ブロックセミナー in 高知

日時 9月17日(土)～18日(日)
会場 高知市「高知城ホール4階」
記念講演 「ストレスチェックと過密労働の是正」
講師 岡田崇願氏(高知医療生協・産業医)
パネルディスカッション
「安全衛生活動をどう強化するか」
分科会 5分科会
参加費 14,200円(全日程参加)
連絡先 「いの健」高知県センター
☎088-872-3406

●第11回東北セミナー in 宮城・松島

日時 9月24日(土)～25日(日)
会場 ホテル花ごころの湯 新富亭
シンポジウム 東日本大震災と原発事故から5年
—いのちと健康のこれまでとこれからを考える
自治労連大船渡市役所職員組合／宮城県
保険医協会／いわき市労働組合総連合
学習講座 3講座
参加費 15,000円(全日程参加)
連絡先 「いの健」宮城県センター
☎022-268-3684

現場からの声を受け、調査の拡充を 膀胱がん多発事案で厚労省要請 化学一般労働組合連合

化学一般労連は7月19日、福井県の事業場で膀胱がんが多発した事案について、2回目の厚生労働省交渉を行いました(写真)。

芳香族アミンのがん原性調査を

要請の第1は「AAOTオルトトルイジン製品のがん原性の調査結果を知らせること」、第2は「オルトトルイジン以外の芳香族アミンのがん原性調査」です。

膀胱がんが多発した福井の工場では、発がん性を知らされずに20年近くも作業を続けていました。最も暴露を受けたのが製品粉じんAAOTです。その分解や代謝による発がん性についての調査が必要です。また、労働者の中には、オルトトルイジン以外の物質暴露が多かったという人もいます。しかし、厚労省の調査が「オルトトルイジンによる膀胱がん」という傾向に偏っているため、事実関係が正確に把握されていない状況があります。

厚労省の回答は、オルトトルイジンを使用した製品の有害性の調査研究は予定しているが予算の制約もあり、結論をいつ出せるかは言えないとのことでした。しかし、現地ではオルトトルイジンの危険性の認識が進まず教育や作業改善が徹底されていません。罹災者の労災を早く認めること、今回の事案で特に危険性が疑われる芳香族アミンの発がん性についての調査を速やかに開始し、従業員に徹底すること、現場での聞き取りなどは結論を先にせず、幅広



く行うことを強く要請しました。

尿路系以外の発がん性の調査も必要

また、オルトトルイジンによる尿路系以外の発がん性の調査の実施についても迫りました。同工場でも他のがんで亡くなった人が目立ちます。対して厚労省は優先順位をつけて実施していくしかないとの回答に終始しました。

イギリスの調査では、全がんのうち、4~5%が職業起因と言われていています。しかし、日本での職業がんの労災認定はほとんどが石綿関係です。日本では、「職業がん」とわからずに亡くなっている人が多いのではないかと厚労省に指摘しましたが「評価はむずかしい」という回答でした。

職業性の疾病は、職場環境や働き方の改善で予防できるものです。国をあげてがん対策に取り組んでいる状況からみても、力をいれるべきとも訴えました。化学一般労連では、今後も要請を続けていくとしています。(編集部)

シリーズ 相談室だより(108)

事実を積み上げ業務上認定を勝ち取りたい

魚市場で働くKさんは子供3人と妻を残して、2014年の大晦日早朝、家を出て海に飛び込み自殺しました。会社は水産物の小売店で、Kさんは店の売り上げの中心を占める高級料亭や寿司屋にマグロを解体して売買取る腕利きの職人でした。

社長から月末になると売上のノルマを厳しく追及され、この25年間殆ど休みが取れていません。午前2時から午後2時までの変則12時間勤務で、自殺する前に「疲れた」とのメモがありました。

妻は「仕事が原因ではないか」と労働相談センターを通じて「いの健」に相談してきました。長時間変則労働・過酷なノルマの実態を明らかにしていく

ための相談会を行い、3人の同僚の証言を得て昨年7月労基署に労災申請を行いました。労基署は会社の同僚や社長などから事情聴取しましたが、結果は会社側の主張を鵜呑みにし、業務外でした。

Kさんの妻は納得ができないので、審査請求を行いました。今年5月以降、Kさんの妻と過酷な職場の実態を証明するため、1人でも多くの同僚の証言を得ようと相談会を重ねてきました。こうした中、証言してくれる新たな同僚が数名みつかり、証言者の輪が更に広がってきました。

いの健の役員会議でも弁護士から実態をよく調べることが指摘され、今後、弁護士の力を借りて長時間変則労働・過酷なノルマの実態を立証するためのたたかいが続きます。

(神奈川センター 蓮池幸雄)

第57回日本社会医学会 シンポジウム「戦争と科学」

戦争は最悪の社会的健康障害要因

8月6日～7日、滋賀県草津市立まちづくりセンターにおいて、第57回日本社会医学会総会が開催されました。社会医学会は、医学学会で唯一戦争法案に反対する声明を決議しました。そして、戦争法が強行され、日本が戦争に巻き込まれる危険性が現実のものとなってきた今、戦争と科学のあり方が改めて問われているとの問題意識で、2日目午後「戦争と科学」のシンポジウムを行いました。そのシンポジウムについて紹介します。

科学者が戦争に取り込まれないために

東葛病院の大野義一朗医師は、戦争と科学をめぐって日本の状況について経過及び現在の危険と課題を提起しました(写真)。科学については、戦争との関連で基礎研究が進んだとされ、研究者は愛国心または自分が発明しなくても誰かが発明することを理由に、率先して軍事研究に取り組んだことがあるとし、その背景には研究費確保があったことを指摘しました。しかし、それらの研究が戦争に使用されたことも、第2次世界大戦で6000～8500万人の生命が奪われことに結び付いています。日本学術会議はその反省に立ち、1950年に「戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対従わない決意の表明」をしました。

しかし、防衛省は2015年度「安全保障技術研究推進制度」を設け、軍事応用可能な研究に対し年間最大3000万円を支給することを表明しました。16大学が採択され、総額は2016年度には100億円とされています。科学は利用の仕方、平和・軍事のいずれにも使うことができるものだという事を肝に銘じておくことの重大さも指摘もされました。

医の倫理から考える

京都民医連中央病院の吉中丈志院長は、医の倫理の角度から問題提起を行いました。日本医師会は2000年に「医の倫理綱領」を採択し、2004年には「医師の職業倫理指針」(「指針」)を発表しました。「指針」では「患者の権利の尊重及び擁護」の項目が起こされましたが、「患者の権利」を基本的人権として明確に打ち出していないこと、特定秘密保護法等の適正評価にはふれず、医師が法を守り政府に協力する姿勢を貫いていることが問題であると述べました。そして、731部隊など日本の医師による「医学犯罪」にはまったく触れていないことも指摘しま



した。戦争への関与を拒否し平和主義とともに歩む医の倫理確立に取り組むことが、日本の医療界が果たすべき大きな国際貢献であると提起しました。

ハンセン病政策を例に

金沢大学の井上英雄名誉教授は、「戦争と健康権—ハンセン病『強制絶対終生隔離収容政策』を例に」と題して報告。日本のハンセン病政策は、戦争執行政策の一環として進められ、その推進役となった医学界の責任の大きさを指摘しました。その上で黙認してきた法学界の責任も重いと、人権(健康権)を軸にその責任を考えるとしました。法学界をめぐっては、今年4月25日に「特別法廷」(ハンセン病患者に対して療養所等に設置された)に関して最高裁判所裁判官会議が、当事者の基本的人権を揺るがしたと責任を認め謝罪。不十分さを残してはいるが、患者・元患者はもとより家族など関係者、そして「ここに至った時間の長さ」を含め、謝罪をしたことに意味があると評価しました。

健康権は、第2次大戦後、世界人権宣言・WHO憲章などに明記されました。また、日本国憲法でも25条の「健康で文化的な最低限度の権利を営む権利を有する」との規定に根拠を持つとされています。

医療従事者に対しては、人権・健康権の担い手として、患者の人権の「尊重」ではなく「保障するのが責務」ということが提起されました。感染症と隔離の問題は、常に向き合うべき課題となります。公共の福祉との関係で隔離が認められる場合でも、患者の人権が最大限保障されなければなりません。

日本学術会議が6月に「軍事研究のあり方を考える検討会」の設置を決定しました。再び過ちの道に進むことのないよう、科学者の自律と国民的な議論が求められています。(全国センター 岡村やよい)